

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》 》 》 》 》 》 》 》 》 令和4年2月号 《 《 《 《 《 《 《 《 《

★電子帳簿保存法★

令和4年1月1日から施行される予定であった電子取引データの保存の義務化が2年延期され、令和6年1月1日からの施行になりました。この電子取引の保存義務は、全ての法人及び個人事業者において、対応が必要になります。

今月は、改正された電子帳簿保存法について、紹介させていただきます。

1、概要

電子帳簿保存法は、平成10年7月1日から施行されましたが、その適用要件が厳しく、制度の利用が少ない状況が長く続いていました。

これに対し、国は令和3年、大幅な制度改正を行い、適用要件を大幅に緩和し、令和4年1月1日以後開始の事業年度から、新基準による新制度の適用が利用できます。

なお、改正前の法令に基づき、電子帳簿等の保存に関し、税務署長の承認を得ている企業に関しては、従来の通りです（電子帳簿保存に関し、2通りの制度が併存しています）。

ここでは、改正後の電子帳簿保存に関し、説明します。

(1) 電子帳簿保存法の歴史

①紙による保存

従来、法人や個人事業者は、税務関係書類（各種帳簿、申告書、領収証・請求書、契約書、手形等、電子メール・電子取引明細等）を印刷（アウトプット）した書類で、保存する義務があり、これらの書類を毎年、保存していました。

②電子データでの保存

しかし、電子計算機、ソフトウェア、インターネット、スキャナ、プリンター、サーバー、クラウド等の技術が発達し、電子データでの保存が可能となり、欧米諸国同様、電子データでの保存が、産業界から要望され、電子データ保存法が平成10年7月1日から施行されました。

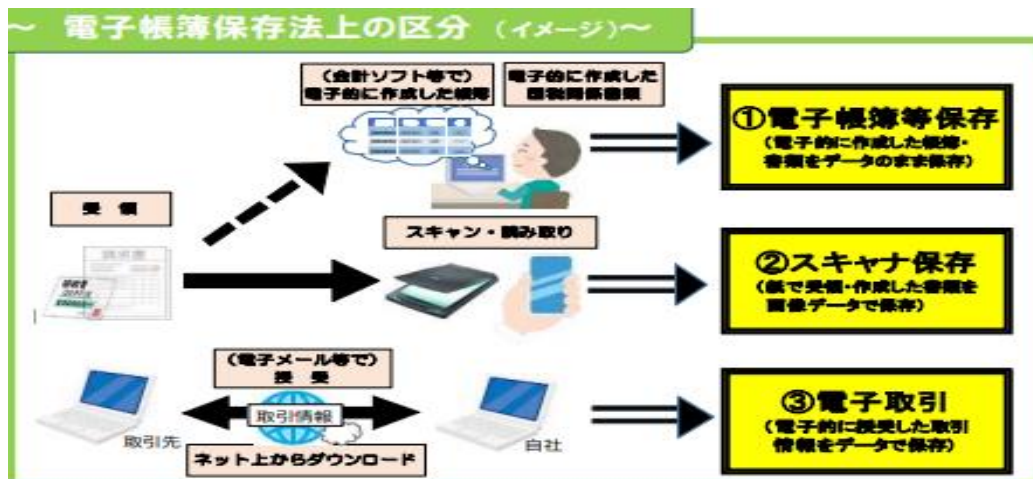
③度重なる改正

電子データでの保存に関し、法律が要求する適用要件は厳しく、また、電子データ保存の適用が企業の任意選択とされていたことから、電子データ保存を行う企業は、限られていました。これに対し、国も度重なる改正を行ってきました。

特に、電子取引データの電子保存が義務化の決定に伴い、令和3年に大幅な改正がなされ、制度の簡素化が図られました。

(2) 電子帳簿保存法における保存

電子帳簿保存法における保存は、次の図にあるように、電子帳簿等保存、スキャナ保存及び電子取引保存の3つ区分されます。



①電子帳簿等保存

イ、電子帳簿等保存の対象

コンピュータソフトを用いて、自ら作成した帳簿・書類が対象となります。

ロ、保存方法

コンピュータ等で作成した帳簿・書類を電子データのままにサーバー等に、検索できるように保存します

ハ、保存の区分

電子帳簿の保存は、「優良保存」と「その他の保存」に区分され、それぞれ適用要件が異なります。

②スキャナ保存

イ、スキャナ保存の対象

企業が自ら作成した取引書類（納品書、請求書、領収書、契約書等及び他の企業から受領した取引書類（請求書、領収書、契約書等）が対象となります。

ロ、保存方法

保存対象の書類を、一定の要件を満たすスキャナでPDF化し、これにタイムスタンプ等押し、検索できるようにサーバー等にファイル保存します（クラウド保存もできます）。

ハ、スキャナ保存の期限

保存する書類の種類に応じて、スキャナ保存に期限があり、この期限を超えてスキャナ保存した書類は、適用要件を満たさなくなります。

③電子取引保存

イ、対象となる電子取引

E D I、インターネット、電子メールにより取引情報を授受する取引が電子取引に該当します。

ロ、保存方法

電子取引データにタイムスタンプ(又はクラウド上での保存)を押す方法、又は手続規定に従う方法で、サーバー等にファイルで検索できるように保存します。

2、令和3年の改正内容

令和3年に次の改正がなされ、令和4年1月1日以後開始する事業年度から適用ができます。

(1) 電子帳簿等保存

①税務署長の事前承認制度が廃止

これまで、関係帳簿を電子保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました。

②優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

一定の国税関係帳簿(注1)について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している場合、国税関係帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあるときは、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されることとなります。

(注) 一定の国税関係帳簿

青色申告者(青色申告法人)が保存する総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿(売掛帳や固定資産台帳等)又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

③最低限の要件を満たす電子帳簿でも可能

最低限の要件を満たす電子帳簿も、電磁的記録による保存等が可能となりました。この場合の帳簿は、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録されるものに限られます。

④新たに5%軽減措置の適用を受ける場合

新たに、帳簿の電子保存をする場合において、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、次の手続きが必要です。

イ、過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除(65万円)の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出する必要があります。

ロ、これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していた場合の届出書の提出

この過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

⑤改正法による電子帳簿保存へ変更する場合

令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は、取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。

このため、従来の方で承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

(2) スキャナ保存に関する改正

改正の概要は、次のとおりです。

①税務署長の事前承認制度の廃止

スキャナ保存に関し、税務署長の事前承認制度が廃止されました。

②タイムスタンプ要件、検索要件等の改正

タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

イ、タイムスタンプの付与期間が2ヶ月と7日以内

タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。

ロ、国税関係書類への自署が不要

受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。

ハ、タイムスタンプの付与に代えることができる場合

電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（注1）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

（注1）訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

ニ、検索要件の記録項目の改正

（イ）検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されます。

（ロ）税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

③適正事務処理要件の廃止

適事務処理要件とされていた、相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等の要件が廃止されました。

④電磁的記録への不正に関し、重加算税の加重

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

⑤改正法によるスキャナ保存へ変更する場合

従来、スキャナ保存の承認を得ていた場合には、改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要がありますので、注意が必要です。

このため、令和4年1月1日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

(3) 電子取引に関する改正

①基準期間の売上が1,000万円以下である小規模な事業者

基準期間の売上が1,000万円以下である小規模な事業者について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

②適正な保存を担保する措置

適正な帳簿等保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

イ、電磁的記録の出力書面等の保存の廃止

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

(注) 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

ロ、電磁的記録に関する仮想・隠蔽の重加算税

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重されます。

★事務所から★

☆電子帳簿等保存法に関し、疑問点や課題等がありましたら、遠慮なくご相談下さい。

☆2月1日より贈与税、2月16日より所得税の確定申告が始まります。贈与税や所得税の確定申告等に関し、申告のお手伝いをさせていただきますので、是非ご相談いただきますようお願い申し上げます。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)